

- ◎ オンライン服薬指導の施設基準及び算定要件について、令和4年9月30日に厚生労働省より通知が公布されました。それに伴い、「調剤報酬請求事務専門士公式テキスト第18版」について、下記の通り、差替え・追記をお願いいたします。

P.160 ◎ポイント-オンライン服薬指導のルール改正について 削除  
差替え

●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）

令和4年9月30日の厚生労働省令第137号の公布により、オンライン服薬指導の施設基準及び算定要件は下記の通り改定されました。それを踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和4年3月31日付け薬生発0331第17号）の一部取扱いを改め、オンライン服薬指導の実施要領も別添の通り定められました。（QRコード参照）

- 実施方法：患者の求めに応じて、薬剤師の判断と責任で行う（初診の患者も可能）
- 通信方法：映像及び音声により相手の状態を確認しながら通話できる方法
- 薬剤師：かかりつけ薬剤師・薬局による実施が望ましい
- 服薬指導場所：薬局内及び当該薬局の調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所  
※ただし、薬局内以外で行う場合は、下記の点に留意すること
  - ・患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合
  - ・患者のプライバシーに配慮がなされていること
  - ・オンライン服薬指導開始後に患者から対面への移行の要望があった場合に、対応可能であること
  - ・オンライン服薬指導を行う薬剤師が適切な判断が困難となる場所では行わないこと
  - ・オンライン服薬指導にあたる薬剤師は、当該薬局に所属している者であること
  - ・オンライン服薬指導を行う薬剤師が必要な情報を得られるよう、患者の調剤内容の共有を可能とする措置を講じること
- 初診の場合に実施できないもの：
  - ・麻薬及び向精神薬の処方
  - ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品の処方
  - ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方



厚生労働省Q&A～オンライン服薬指導の実施要領～（令和4年9月30日別添）追記

(問)	薬局に薬剤師が1人しかいない場合（いわゆる一人薬剤師の場合）に、又は薬局が開いていない時間帯に、自宅等から服薬指導することは差し支えないか。
(答)	薬局外で服薬指導を行うに当たっては、変更調剤が生じた場合等を踏まえ、服薬指導を行う薬剤師とは別に薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる必要があります。そのため、他の薬剤師が薬局外で服薬指導を行う場合には、薬局開局時間帯であり、かつ、薬局内に1名以上の薬剤師が調剤に従事する状況である必要があります。
(問)	「労務を提供している薬剤師」とあるが、週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の条件はあるか。
(答)	週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の雇用形態について特段の制限はありませんが、薬局外で服薬指導を行う薬剤師については、労務を提供している薬局での実地において調剤等に当たっている又は当たっていた薬剤師を想定しています。
(問)	薬局外で薬剤師が服薬指導を行うにあたり、薬局開設者としてはどのような対応をとる必要があるか。
(答)	薬局開設者としては、医薬品医療機器等法第9条の4に基づき、薬局外で薬剤師が服薬指導を行う場合には、薬局内で服薬指導を行う場合と同様に、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導を適切に行わせる必要があります。

(問)	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条第1項第13号において、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていることが求められているが、オンライン服薬指導を行う場合には、オンライン服薬指導に係る内容を含める必要があるということか。
(答)	ご指摘のとおり、オンライン服薬指導を行う場合には、体制省令第1条第1項第13号に基づき講じる措置にオンライン服薬指導に係る内容を含める必要があります。